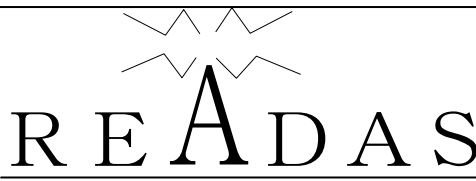


第 5707 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月10日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 高額特定資産と消費税

Q：高額の資産を取得した場合、消費税のしぼりがあるそうですが、どうなっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

消費税では、消費税免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けていない事業者が、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れをした場合はその課税期間を含め3期間は免税事業者になることや簡易課税制度の適用を受けることができないこととなっています。

ここでいう高額特定資産とは、一の取引単位につき、1,000万円（税抜き）以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

また、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で100万円（税抜き）以上のものをいいます。

消費税では、この調整対象固定資産を①課税事業者になった課税期間の初日から2年を経過する日までに開始した各課税期間中、②新設法人の基準期間がない事業年度の各課税期間中に取得等をして、一般課税で申告する場合にも同様の制限を課していますが、高額特定資産を取得する場合には、①や②のような期間の制限がなく、事業者免税点制度及び簡易課税制度を選択していない課税期間であれば、いつでも適用されますので、この点に注意してください。

